

# 木耐協 技術通信

2005年  
4月号

技術的なご質問・ご相談などは・・・

- 組合員専用ホームページ「安齋先生への質問コーナー」よりお気軽にお問い合わせ下さい
- 直接お電話でのご相談の場合は、木耐協事務局まで。  
毎週金曜日10:00～17:00 TEL:048-224-8316

監修：日本木造住宅耐震補強事業者協同組合 技術顧問 安齋正弘 TEL：03-5510-5551 FAX：03-5510-5552

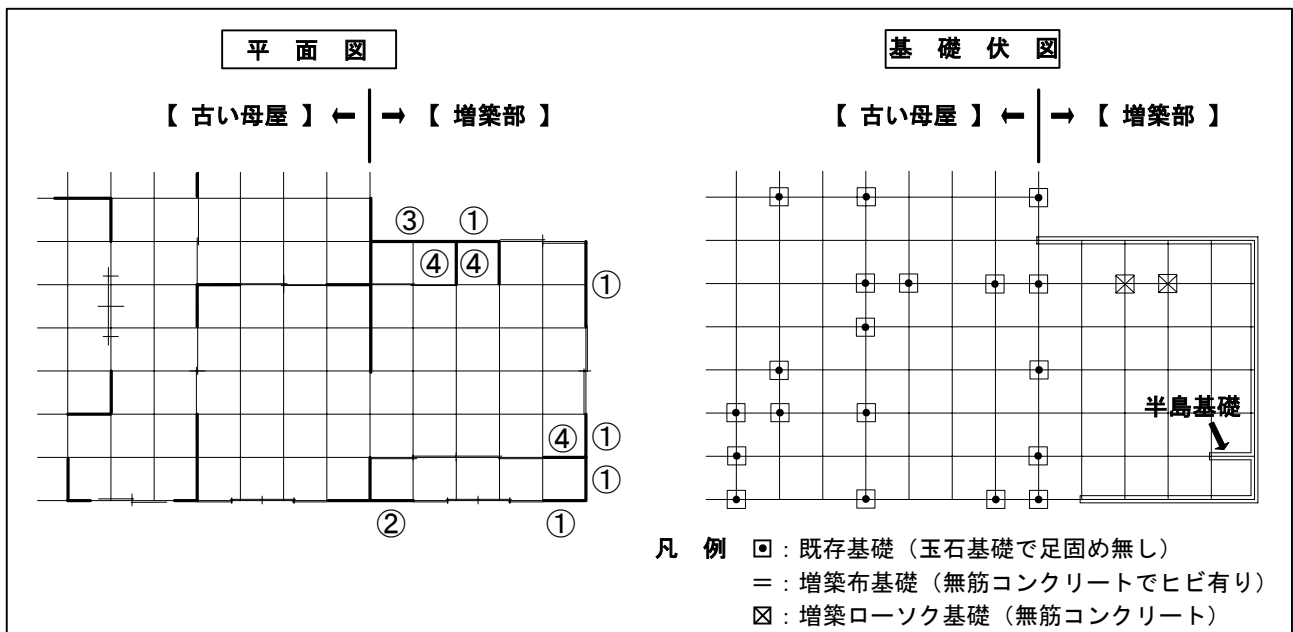


春はイイネ。木の芽・草花の葉・美しい花々、全ての事象に勢いを感じる。今年は珍しく3月の雪が多かった。天変地異が起こらねば良いが……。

さて、「新診断（一般診断）」の流れに沿った解説も一段落した所ですが、今まで出来なかったことと、新たに可能になった内容を見てみると、ずいぶんと中身が変わったことがわかります。今月号ではそんな点に着目して見てみます。

\*\*\*\*\*

(耐力)壁周囲の接合部や基礎の状態により、同じ強さの壁でも評価が異なる。という点について考えてみましょう。古い建物の調査では往々にして、増築された家に遭遇する。古い母屋は礎石構造で、増築した部分は(無筋)布基礎だったりする。このような場合、現行では低い方を採用するから、建物全体が「その他の基礎」として扱う訳ですが、新診断では壁(周囲の接合状況)と基礎状態別に組み合わせて評価をすることが可能になるので、1枚1枚の壁を基礎と組合せたそれぞれの耐力を評価できる。基礎仕様に関する分け方でこれを図解すれば下のようです。



## 【接合部低減時の基礎仕様扱い】

- 1、既存部分の壁に関する基礎仕様については、Ⅲ：その他の基礎 で異論はないでしょう。
- 2、増築部の壁①に対する基礎仕様については、Ⅱ：無筋布基礎 で、これも異論はないでしょう。
- 3、増築部の壁②に対する基礎仕様については、Ⅲ：その他の基礎 とする。これは増築壁の一方が既存柱(Ⅲの基礎)に該当するので、低い方の仕様で評価しなければならないからである。
- 4、増築部の壁③に対する基礎仕様については、注意を要する。この壁の既存側(図では左側)には恐らく既存柱は無い管で、①：柱増設無し(半柱程度のを土台・梁の側面に打ち付けた程度)、②：柱増設有り(既存土台・梁を加工せず挿し込み、釘・カスガイ程度の接合)、③：柱増設有り(既存土台・梁を穴あけや切り欠き等の加工の上補強金物にて緊結)等が考えられる。こんな場合には①②の場合は基礎仕様Ⅲを、③の場合は基礎仕様Ⅱを適用するのが妥当と思います。①③では力の伝達が期待出来ないからです。
- 5、既存部分の壁④に対する基礎仕様については、Ⅲ：その他の基礎 としましょう。これはローソク基礎(独立基礎)で玉石等と同等扱いとすべきです。また島基礎(壁直下だけの短い布基礎)や半島基礎(布基礎の途中から直角に出た壁直下の短い基礎)についても同様にⅢで扱います。これらの基礎では柱に生じる上下方向の荷重に対応できず、両方向又は一方方向の荷重に対して回転・浮上り・沈み込みの危険が大だからです。